

## 町有車（除雪ドーザー：神鋼）売払仕様書

### 1 売払車両の概要（令和8年6月1日現在）

車名	車種	初年度登録	車両番号	総排気量	型式	累計作動時間	車検
神鋼	11t級 除雪ドーザー (排土板のみ、 バケットなし)	H8.12	山形99ま4761	6.49L	RM3	6758.7h	R8.11.3

### 2 入札参加資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人等を対象とします。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者
- (3) 復権を得ていない破産者
- (4) 個人及び法人にかかる税金に関し、未納がある者
- (5) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第256号）に基づく再生手続きの申立てをしている者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者

### 3 売却条件

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内（土日祝日を除く。）に、本町と売買契約を締結すること。
- (2) 買受人は、契約の締結後7日以内に代金を支払っていただきます。（支払いは、本町が発行する納入通知書により納付すること。）
- (3) 売払車両は、現状渡しとし、売却後の車両の不調、故障及び損傷等に関する一切の苦情は受け付けない。
- (4) 売買代金納入後、7日以内（土日祝日を除く。）に名義変更等を行うこと。
- (5) 名義変更等諸手続きに係る費用は、買受人が負担すること。
- (6) 名義変更後、速やかに車検証（写）を山辺町建設課に提出すること。
- (7) 売払車両の引渡しは、名義変更完了後とする。
- (8) 売払車両の搬送手段の確保及び費用は、買受人が手配・負担すること。
- (9) 売払車両の引き渡し後、14日以内（土日祝日を除く。）に車体に描かれている「山辺町」の文字と町章各2箇所ずつを消去すること。併せて、消去完了後は速やかにそのことを証明する写真を提出すること。

### 4 入札参加申込書の提出期間、場所及び方法

- (1) 入札参加申込書等配布場所及び配布期間

ア 場所 山辺町役場 2階 建設課窓口

イ 期間 令和8年7月6日（月）から令和8年8月12日（水）まで

（窓口で配布を受ける場合は、土日祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとする。）

※若しくは町ホームページよりダウンロードすること

(2) 入札参加申込書の提出方法、提出場所及び受付期間

- ア 提出方法 入札参加申込書は、山辺町建設課窓口を持参又は郵送するものとする。
- イ 提出場所 山辺町役場 2階 建設課 (〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地)
- ウ 受付期間 令和8年7月13日(月)から令和8年8月18日(火)まで  
(持参の場合は、上記期間内の土日祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとし、郵送の場合は8月18日(火)必着分までとする。)
- エ 提出部数 1部
- オ 提出書類

(ア) 入札参加申込書

(イ) 添付書類(個人)

・誓約書

・課税(非課税)証明書(未納額がないことを証明するもので、発行後2ヶ月以内のもの)

※ 非課税の場合はその証明書

・運転免許証の写し又は本人の住所、氏名等確認できるもの(顔写真があるもの)

(ウ) 添付書類(法人)

・誓約書

・登記事項証明書

・会社(法人)名義の納税証明書(未納額がないことの証明するもので、発行後3ヶ月以内のもの)

※1 参加資格確認後に一般競争入札参加資格確認通知書、入札書、入札用封筒、委任状を送付します。

※2 入札参加申込書の受付期間中に入札参加申込書を提出しない方又は提出書類に不備があり、再提出等が間に合わなかった方は、この入札に参加することができませんので、一般競争入札参加資格確認通知書等の関係書類は送付しない。

5 車両の公開日時及び場所(現車確認とエンジン始動は可・試乗走行は不可)

- (1) 期 日 令和8年7月6日(月)から令和8年8月17日(月)まで  
(土日祝日を除く開庁日の午前9時00分から午後4時00分まで)

※ご覧になりたい方は、事前にお問い合わせください。

- (2) 場 所 山辺町緑ヶ丘5番地 山辺町役場東側資材置場

6 入札手続き等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 場 所 山辺町役場 2階 会議室(1)・(2)

イ 日 時 令和8年8月26日(木)午前10時00分(9時00分より開場します。)

(2) 入札保証金

入札予定額の5%以上の金額を入札会の開始時間(午前10時00分)前までに建設課窓口で納付して下さい。なお、未落札者には入札会終了後に入札保証金を返還します。

(例) 必要な入札保証金の額

(入札額)

(入札保証金)

1,000,000円×5/100=50,000円以上

### (3) 入札の方法

入札会場へ入札書を直接持参し、入札用封筒に入れて入札執行者に提出すること。なお、郵送提出等の直接持参以外の方法による入札は認めない。

### (4) 入札回数

1回とする。

## 7 入札当日の持参書類等

入札当日は、下記の書類を持参し、入札会場に来場してください。

### (1) 一般競争入札参加資格確認通知書

入札参加資格確認のため、必ず持参してください。(入札参加申込書の受理後、送付されたもの)

### (2) 委任状(代理人が入札に参加する場合)

法人等で代表権がない方が入札に参加する場合又は個人でやむを得ない事由により代理の方が入札に参加される場合は、委任状を持参すること。なお、委任状は入札参加申込書の受理後に「一般競争入札参加資格確認通知書」と一緒に送付する様式のものを使用してください。

### (3) 入札書及び入札用封筒

入札参加申込書の受理後に「一般競争入札参加資格確認通知書」と一緒に送付する関係書類(入札書、入札用封筒)を使用してください。

## 8 入札の注意事項

(1) 「一般競争入札参加資格確認通知書」と一緒に送付する入札書、入札用封筒によるもの以外での入札は、無効とします。

(2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、定められた入札用封筒に入れて入札執行者に提出してください。

(3) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載してください。

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額(入札金額)に、消費税相当額(10%)を加えた金額となります。

(4) 入札金額は、入札書に右詰めで算用数字により記載し、金額の頭部に¥記号を記入してください。

(5) 代理人による入札の場合は、入札用封筒に入れた入札書と同時に委任状も提出してください。

## 9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札者が、同一事項に対し同時に2以上の入札をしたとき

(3) 入札に際して連合等の不正行為があったとき

(4) 入札者が、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき

(5) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき

## 10 開札及び落札者の決定

(1) 開札

入札参加者より全ての入札書が提出されたのち、直ちに開札します。

(2) 落札者の決定

最も高い金額で入札した者を落札者とします。ただし、最も高い金額で入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

11 契約の締結及び売買代金の納入

(1) 落札者は、契約決定の日を含めて5日以内（土日祝日を除く。）に山辺町指定の売買契約書により契約を締結していただきます。

(2) 売買代金は、その金額を売買契約締結後7日以内（土日祝日を除く。）に、町の発行した納入通知書により納付していただきます。

(3) 契約保証金は契約金額の10%以上とし、売買契約を締結する日までに納付してもらいます。

(例) 必要な契約保証金の額

契約金額		納付すべき入札保証金
1,000,000円	$\times 10/100 =$	100,000円

12 その他

(1) 入札参加申込書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とします。

(2) 提出された入札参加申込書等は、返却しません。

(3) 落札決定後、入札調書を公表します。

(4) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡することはできません。

(5) 契約者が契約条項に違反した場合は、契約を解除し違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を山辺町に納付していただきます。

13 問い合わせ先

〒990-0392

山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町役場建設課 管理用地係 齋藤

電話 023-667-1113

FAX 023-667-1112